



第3編



第2次 玉名市総合計画 後期計画

後期基本計画

39

- 第1章 基本目標1
自然と暮らしを守る ふるさとづくり
- 第2章 基本目標2
人と文化を育む 地域づくり
- 第3章 基本目標3
賑わいと活力ある 産業づくり
- 第4章 基本目標4
便利で快適な 都市づくり
- 第5章 基本目標5
健康で安心な 福祉づくり
- 第6章 基本目標6
公平で誇りの持てる 社会づくり
- 第7章 基本目標7
健全な行政運営

施策の体系

将来像

『人と自然が輝きやさしさと笑顔にあふれるまち 玉名』

将来像(都市像)を
達成するための
3つのキーワード

笑顔があふれるまち
健康と福祉のまち
良質な暮らしができるまち

基本目標・主要施策

基本目標1 自然と暮らしを守る ふるさとづくり

- 主要施策1 自然環境の保全
- 主要施策2 環境保全への意識啓発
- 主要施策3 循環型社会の形成
- 主要施策4 安全・安心なまちづくりの推進

基本目標2 人と文化を育む 地域づくり

- 主要施策1 学校教育の充実
- 主要施策2 生涯学習の充実
- 主要施策3 スポーツ活動の充実
- 主要施策4 文化・芸術の振興
- 主要施策5 国際交流の推進
- 主要施策6 高校・大学を生かしたまちづくりの推進

基本目標3 賑わいと活力ある 産業づくり

- 主要施策1 農林業の振興
- 主要施策2 水産業の振興
- 主要施策3 商工業の振興
- 主要施策4 観光・物産プロモーションの推進

基本目標4 便利で快適な 都市づくり

- 主要施策1 道路交通体系の整備
- 主要施策2 公共交通の維持・充実
- 主要施策3 住環境の整備・充実
- 主要施策4 景観まちづくりの推進
- 主要施策5 水道・下水道等の整備
- 主要施策6 情報・通信基盤の整備

基本目標5 健康で安心な 福祉づくり

- 主要施策1 健康づくりの推進
- 主要施策2 子育て支援の充実
- 主要施策3 地域福祉の充実
- 主要施策4 医療保険制度の維持

基本目標6 公平で誇りの持てる 社会づくり

- 主要施策1 協働のまちづくりの推進
- 主要施策2 人権啓発の推進
- 主要施策3 男女共同参画社会の推進

基本目標7 健全な行政運営

- 主要施策1 情報公開の推進
- 主要施策2 情報資産の適正管理
- 主要施策3 行財政運営の効率化
- 主要施策4 広域連携の推進

施策区分

★は、重点施策を示す。

<p>1 (1)地下水の保全 (2)河川環境の保全 (3)沿岸環境の保全 (4)森林環境の保全</p>	<p>2 (1)環境保全意識の向上 (2)環境保全活動の支援 (3)公害の防止 (4)温暖化の防止</p>	<p>3 (1)ごみ分別収集の推進 (2)循環型社会システムの構築 (3)不法投棄の監視強化</p>	<p>4 (1)防災体制の強化★ (2)治山・治水の強化★ (3)交通安全対策の強化 (4)防犯対策の強化 (5)空家対策の強化★ (6)消費者保護の強化</p>
<p>1 (1)就学前教育との連携の充実 (2)社会を生き抜く力を養成する教育の推進★ (3)地域とともにある学校づくり (4)学校・家庭・地域の連携 (5)人権教育の充実 (6)教育環境の整備★</p>	<p>2 (1)社会教育の推進★ (2)公民館の振興 (3)図書館の振興</p> <p>3 (1)生涯スポーツ活動の普及振興 (2)競技スポーツの組織強化と指導者の育成 (3)体育施設の整備充実と利用促進</p>	<p>4 (1)文化交流活動の推進 (2)文化財の保護と活用 (3)歴史・文化を生かした地域づくりの推進 (4)「音楽の都 玉名」づくりの推進</p>	<p>5 (1)国際交流活動の推進 (2)国際感覚豊かな人材の育成 (3)多文化共生の推進★</p> <p>6 (1)産学官連携による人材育成・地元定着の推進</p>
<p>1 (1)農産物の振興★ (2)農業基盤整備の推進 (3)農業経営者の育成と受け皿づくり (4)森林の多面的活用と整備</p>	<p>2 (1)漁業・水産基盤の整備 (2)漁業生産の向上</p>	<p>3 (1)商店街・事業者の支援 (2)商業活性化の推進 (3)新規企業の誘致★ (4)地場企業・起業家の支援★ (5)就業対策の推進</p>	<p>4 (1)インバウンド事業の推進 (2)着地型旅行商品開発の推進 (3)持続可能なツーリズムの推進★ (4)玉名版DMOの構築 (5)物産振興の推進</p>
<p>1 (1)広域交通ネットワークの整備 (2)生活道路網の整備★</p> <p>2 (1)バス路線網等の維持再編 (2)公共交通不便地域の解消★ (3)既存の公共交通の利便性の向上 (4)公共交通の利用促進</p>	<p>3 (1)移住・定住の推進★ (2)新玉名駅周辺の整備★ (3)公営住宅の整備 (4)公園・緑地の整備 (5)「花の都 玉名」づくりの推進</p>	<p>4 (1)情緒的な景観をみせる場づくり (2)景観まちづくりに取り組む担い手づくり (3)景観に対する意識づくり</p>	<p>5 (1)水道の整備 (2)下水道等の整備</p> <p>6 (1)地域情報化の推進</p>
<p>1 (1)保健活動の拡充 (2)生活習慣病の予防 (3)食育の推進 (4)保健・医療体制の充実</p>	<p>2 (1)教育・保育サービスの充実 (2)子ども・子育て支援の推進★ (3)母子保健の向上</p>	<p>3 (1)障がい者支援の充実 (2)高齢者支援の充実★ (3)地域で支え合う体制の充実 (4)生活困窮者対策の充実</p>	<p>4 (1)医療費の抑制 (2)国民健康保険制度の安定化 (3)後期高齢者医療制度の安定化</p>
<p>1 (1)市民協働の推進と地域運営組織の設置★ (2)市民(コミュニティ)活動の担い手育成★ (3)市民(コミュニティ)活動の支援</p>	<p>2 (1)人権教育と人権啓発活動の充実</p>	<p>3 (1)男女共同参画社会の形成</p>	
<p>1 (1)行政情報発信の充実 (2)情報公開・個人情報保護の適切な運用</p>	<p>2 (1)不正アクセス・情報資産漏えいの防止 (2)情報システム・通信ネットワークの整備</p>	<p>3 (1)公共施設等の効率的な管理運営 (2)持続可能な財政運営★ (3)効率的な行政経営の推進★ (4)窓口サービスの向上 (5)職員の見学的人事配置と育成</p>	<p>4 (1)近隣自治体との連携</p>

基本目標

1

自然と暮らしを守る
ふるさとづくり



基本目標 1 で取り組む
内容を紹介するにゃん

第1節
主要施策

1

自然環境の保全

- (1) 地下水の保全
- (2) 河川環境の保全
- (3) 沿岸環境の保全
- (4) 森林環境の保全

第2節
主要施策

2

環境保全への意識啓発

- (1) 環境保全意識の向上
- (2) 環境保全活動の支援
- (3) 公害の防止
- (4) 温暖化の防止

第3節
主要施策

3

循環型社会の形成

- (1) ごみ分別収集の推進
- (2) 循環型社会システムの構築
- (3) 不法投棄の監視強化

第4節
主要施策

4

安全・安心なまちづくりの推進

- (1) 防災体制の強化
- (2) 治山・治水の強化
- (3) 交通安全対策の強化
- (4) 防犯対策の強化
- (5) 空家対策の強化
- (6) 消費者保護の強化

第1節
主要施策

1

自然環境の保全

現状と課題

本市は、山・川・海などの自然から様々な恩恵を受けています。以前は、生活排水や汚濁物質の排水により、河川などの自然浄化作用が低下していたものが、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、定期的実施している河川の水質検査結果では、良好な水質に回復しています。また、市民の河川環境の保全に対する関心も高く、今後も良好な水質を維持するため、菊池川流域同盟の活動支援を継続するとともに、河川環境保全の必要性、重要性を引き続き啓発する必要があります。

また、集中豪雨が多発する中、海や海岸線にごみ等が漂着し、漁業環境や景観を悪化させています。これらを良好なものとするためには、漂流物の発生を抑制し、清掃・美化活動に取り組む必要があります。

さらに、無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となります。荒廃した森林の機能を回復させるためには、長い年月を要し、様々な影響を及ぼします。森林は、生態系の維持、土砂災害の防止、水源のかん養など多面的機能を有しているため、適切に保全する必要があります。

主要施策の概要

1 地下水の保全

- 豊富で良質な地下水を保全するため、県と連携し、引き続き地下水の採取量調査や定期モニタリング水質調査を実施し、健全な地下水の保全のため継続して取り組みます。

2 河川環境の保全

- 河川環境を保全するため、市及び菊池川流域同盟が実施している水質調査や清掃事業、水援隊事業、「菊池川の日※」事業などの活動を支援します。
- 河川環境保全を啓発するため、環境保全につながる活動などを広報紙やホームページ等を通じ、情報発信します。
- 水質浄化への意識を高めるため、イベントを通じた市民への環境学習や、広報紙等を用いた家庭への意識啓発などを実施します。
- 河川などの自浄作用や美しい景観を維持するため、市民に対し、生活排水路の清掃活動等への定期的な参加を促進します。

3 沿岸環境の保全

- 有明海の環境を保全するため、県等と連携し、海面、海岸、河川におけるごみ等の投棄の防止に努め、漁業環境や美しい景観を維持します。また、ボランティア団体等の清掃・美化活動を支援します。

4 森林環境の保全

- 森林は、生態系の維持、災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、保養・休養の場の提供など多面的機能を有しているため、開発との調和を図るとともに、無届の開発や無秩序な伐採の防止に努めます。

用語解説

※菊池川の日：平成元（1989）年10月18日に菊池川流域同盟が「菊池川浄化共同宣言」を採択したことを踏まえ、毎年10月18日前後の日曜日を「菊池川の日」として、多くの方に川や水辺の生物に関心を持ってもらい、水をきれいにしておくための活動を行っている。



菊池川の日事業



海岸清掃の様子

第2節
主要施策

2

環境保全への意識啓発

現状と課題

本市では、平成26(2014)年3月に、良好で快適な環境の保全と創造に関する基本理念を定めた「玉名市環境基本条例」と、環境分野における総合的な計画である「玉名市環境基本計画」を策定しました。今後は、環境基本条例の周知と、環境基本計画において定めている環境行動指針に基づき、市民一人一人、企業、事業所の環境保全意識の向上を図り、行動に結び付ける必要があります。

環境保全活動に取り組む団体について、随時、ホームページなどで紹介するとともに、補助金等を交付し、その活動を支援しています。引き続き、市民の環境づくりへの積極的な参画を促す必要があります。

市民の生活環境を脅かす悪臭、騒音、振動などの公害に対する苦情や事故については、適切に対応し、その解決を図っています。今後も、速やかな情報収集に努め、迅速に対応し、不安を解消する必要があります。

地球温暖化の防止に向けて、市役所全体の取組として温室効果ガスの排出量をとりとめ、率先して削減に努めています。今後は、市関連施設等についても温室効果ガスの排出量の削減を図る必要があります。新たに購入する公用車は、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス車などの導入を進めており、環境負荷の低減に向け、今後も導入を進める必要があります。

また、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用促進を図り、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

主要施策の概要

1 環境保全意識の向上

- 「玉名市環境基本計画」に基づき、環境行動チェックリストを活用し、市民や事業者などの環境保全意識の向上を図ります。
- 環境保全意識を高めるため、広報紙やホームページ等を活用した情報発信により、家庭等におけるグリーン購入※やリサイクル活動を促進します。
- エコ活動への関心を高め参画の機会を拡大するため、エコ活動に取り組む事業者を支援します。

2 環境保全活動の支援

- 環境保全活動の推進母体となる市民グループやNPOなどを広報紙やホームページ等で紹介し、継続的な環境保全活動に取り組めるよう支援します。

3 公害の防止

- 公害に対する市民の不安を解消するため、苦情申立てがあった場合は、直ちに情報把握を行い、迅速な対応に努めます。

4 温暖化の防止

- 地球温暖化防止のため、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用促進を図ります。
- 公共事業等での再生可能エネルギーの導入と省エネルギーへの取組を強化するため、環境に配慮した機材や設備を用いた施工に努めます。
- 環境負荷の低減に向け、新たに購入する公用車は、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス車などの導入を進めます。
- 家庭で取り組める地球温暖化の防止につながる活動をホームページ等で紹介し、市民意識の向上を促進します。

用語解説

※グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。



油漏れ防止ネット

第3節
主要施策

3

循環型社会の形成

現状と課題

本市の家庭ごみの排出量は、ほぼ横ばいで推移していますが、事業所ごみの排出量は増加傾向にあります。これまで、ごみの減量化に向けて、広報紙やホームページでの記事掲載や、ごみカレンダーや啓発チラシなどを配布し、分別意識の徹底に努めてきました。今後も、ごみ分別、環境美化などの意識啓発を更に促し、廃棄物のリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の、いわゆる3Rの適正な処分を推進し、環境負荷の低減に向けた循環型社会の実現を図る必要があります。

また、パトロール等の実施により、不法投棄の発見と発生抑止に努めており、今後も、市民意識の啓発を促すとともに、不法投棄を発生させない環境づくりを進める必要があります。



不法投棄抑止看板

主要施策の概要

1 ごみ分別収集の推進

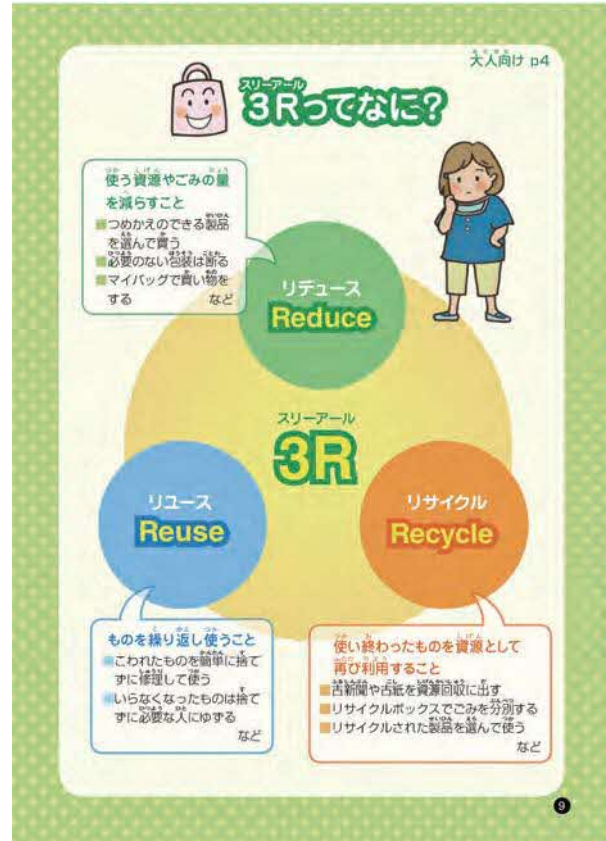
- ごみ出しカレンダーやごみ分け早見表、啓発チラシ等を配布することで、ごみ分別の意識を高めるための取組を継続して行います。また、生ごみ処理機等の購入費の一部を補助することでごみの減量化を継続して推進します。
- 資源ごみを効率的に回収するため、コンテナ回収※の実施地区の維持、拡大に努めます。

2 循環型社会システムの構築

- 循環型社会システムの構築を図るため、廃棄物の3Rの取組について広報紙やホームページなどを活用し、環境負荷の低減に向けた取組意識の啓発を推進します。

3 不法投棄の監視強化

- 家庭ごみや産業廃棄物などの不法投棄を防ぐため、関係機関と連携し、パトロール等巡回の強化に努めるとともに、環境美化活動への参加を促進します。



3Rについて(資料:環境省)



不法投棄されたごみ

用語解説

※コンテナ回収: 実施地区ごとに日時、場所を決めて、回収する資源物の品目ごとにコンテナを並べて、コンテナごと回収する方法のこと。

第4節
主要施策

4

安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

近年の熊本県では、平成28(2016)年熊本地震や令和2(2020)年7月豪雨により、多数の死傷者や甚大な被害が発生しました。また、全国各地でも地震等の自然災害や局所的な水害等が多発しています。このような中、防災関係機関や民間事業者との協力体制の下、「玉名市地域防災計画」に基づく防災行政を総合的かつ計画的に推進しています。今後は、大規模災害対策や、防災・減災対策の更なる充実に向け、県内外の防災関係機関や民間事業者との協力体制を強化する必要があります。また、災害の複雑化や多様化に対応するため、より一層の消防力^{※1}強化を図るとともに、消防活動を迅速かつ確実に実施できるよう消防団員を確保し、活動の充実に取り組む必要があります。

自主防災組織^{※2}の結成を促進するとともに、防災訓練の実施や防災活動のための資機材支援など自主防災組織の育成強化を図っています。今後とも、地域の防災力を強化するため、日頃から市民の防災・減災意識を高めるとともに、災害時に自主防災組織等の役割が十分に発揮できるよう、訓練を重ねていく必要があります。

国民保護法(略)等に基づき、平成19(2007)年3月に「玉名市国民保護計画」を策定し、武力攻撃等に備えています。武力攻撃等においては、国民を保護するための措置を迅速かつ的確に実施する必要があります。

治山・治水の強化について、治山・砂防施設や河川改修を計画的に進めています。今後も関係機関と連携し、山地災害(崖崩れ、地滑り、土石流など)の被害防止に努める必要があります。また、河川については、できる限り氾濫を防ぎ被害を減少させる対策、早期復旧・早期復興のための対策など、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う「流域治水」に取り組む必要があります。

用語解説

- ※1 消防力:火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員のこと。
- ※2 自主防災組織:「自分たちの地域は自分たちで守る」との認識のもとに結成される地域住民による任意の防災組織のこと。

現状と課題

交通安全対策では、歩行者の安全確保のため、関係機関や団体と連携し、交通安全教室等による交通安全意識の啓発活動を実施するとともに、通学路の点検や歩道の整備、道路拡張などの交通事故の発生防止対策を講じる必要があります。

防犯対策では、PTAや補導員などの防犯協力団体と連携し、青色パトロールカーによる巡回等を実施しています。また、LED照明防犯灯の更なる普及や防犯カメラの整備を図る必要があります。

空き家は全国的な問題であり、課題となっています。本市でも、空家問題に対応するため、平成27(2015)年12月に「玉名市空家等対策の推進に関する条例」を制定し、令和4(2022)年3月に「玉名市空家等対策計画」を策定しました。今後も、空き家の発生予防、適正管理を促し、利活用を推進する必要があります。

消費者トラブルが増加する中、消費者被害の未然防止と消費者行政の体制の充実のため、平成23(2011)年6月に「玉名市消費生活センター」を設置したほか、「玉名市消費生活安心条例」の制定や、玉東町、南関町、和水町と本市の1市3町で「消費者行政に関する協定」を締結するなど、消費者トラブル等への対策を強化しています。今後も消費生活センターを中心に関係団体と連携し、消費生活に関する問題解決や、生活再建に向けた支援、消費者被害防止の啓発を図る必要があります。

主要施策の概要

1 防災体制の強化 **重点施策**

- 市民の生命、身体、財産を災害から守るため、より実行性のある「玉名市地域防災計画」となるように毎年度見直しを行い、防災体制の強化に努めます。
- 円滑な応急活動を実施するため、災害時における連絡体制や役割分担などについて、市内や県内外の防災関係機関、民間事業者と事前調整等を行い、一層の協力体制の充実に努めます。
- 常備消防(消防署)については、災害の多様化に対応するため、有明広域行政事務組合消防本部による救助に関する教育訓練体制の充実や、救急救助業務実施体制の強化を促進します。
- 非常備消防(消防団)については、活動の維持と活性化のため、人員(団員)の確保と体制強化を図るとともに、活動に必要な資機材、装備、施設などの充実に努めます。

- 災害時においては、自助・共助による活動が重要であるため、防災・減災に関する知識の普及を図り、平常時から防災・減災意識を高めるように促すとともに、防災訓練等に市民が参加しやすい工夫を凝らし、地域の防災力の一層の向上を図ります。また、共助の要である自主防災組織について、更なる結成の促進と訓練等の活動を支援します。
- 災害の発生などに備えた防災行政無線の運用を適切に行うため、無線放送の聞き取りにくい地域や高齢者等へ確実に情報を伝えられるよう情報伝達手段の充実を図ります。
- 武力攻撃等において、国民の生命、身体、財産を守るため、「玉名市国民保護計画」に基づき、住民の避難や避難住民の救援等の国民保護措置を迅速に実施します。



防災訓練

主要施策の概要

2 治山・治水の強化 **重点施策**

- 山地災害(崖崩れ、地滑り、土石流など)の被害を防止するため、山地災害危険箇所等において、県と連携し、治山・砂防施設の整備を促進します。
- 浸水被害を防止するため、水害の多発地帯では、引き続き、河川改修を推進します。
- 境川の県管理区間(境橋～南大門橋)について、引き続き、境川改修事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて県への要望を強化します。
- 境川の市管理区間(南大門橋～山田橋)について、県管理区間の改修状況を踏まえながら計画的な整備・改修を推進します。

- 唐人川、尾田川は、引き続き、唐人川・尾田川改修及び流域整備事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて県への要望を強化します。
- 集中豪雨や台風の襲来による堤防の決壊や河川の氾濫などの水害に備えるため、流域の水勢監視カメラの増設等も検討し、河川の適切な維持管理に努めます。
- 近年の異常気象による菊池川流域の災害発生に対し、円滑かつ効果的な緊急対応ができる治水対策として、河川防災ステーションの整備を国と協力して進めます。



河川防災ステーションのイメージ(資料:国土交通省)

【平常時の活用】

- ① 地域のコミュニティスペースとして活用
- ② 水防活動の訓練などに利用
- ③ 防災学習の場や川の情報発信として水防センターを活用
- ④ 市と連携したその他の取組

【災害時の活用】

- ① 被災箇所の復旧工事のための材料備蓄
- ② 防災ヘリの拠点
- ③ 水防活動の拠点
- ④ 水防倉庫
- ⑤ 地域住民の避難場所

主要施策の概要

3 交通安全対策の強化

- 安全な道路空間を形成^{※1}するため、危険性や緊急性などを考慮しながら、主要道路や通学路の歩道整備、道路拡幅を実施します。
- 交通安全施設^{※2}を整備するとともに、関係団体との連携により危険箇所の把握やその解消に努めます。
- 交通安全意識を高めるため、関係機関や団体と連携し、「高齢者及び子どもの交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底」、「飲酒運転等の危険運転の根絶」に重点を置いた取組を実施し、交通実態等を踏まえたきめ細かな対策と地域一体となった交通安全対策を推進します。また、運転免許証の自主返納に対する支援や自転車利用者の損害賠償責任保険等への加入^{※3}を促進します。

4 防犯対策の強化

- 防犯対策を強化するため、行政区、学校、家庭、職場への防犯に関する広報活動を充実させるとともに、青色パトロールカーによる巡回等の地域防犯活動を支援します。
- LED照明防犯灯や防犯カメラの整備が必要な場所には、管理する行政区等に対し、設置に対する補助制度の活用を推進します。



交通安全教室

用語解説

- ※1 道路空間の形成：多様なニーズに対応するために、平面的・断面的だけでなく、立体的・多面的に道路を検討・整備していくこと。
- ※2 交通安全施設：道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設で、道路標識、区画線、横断施設、防護柵(ガードレール等)、道路照明、視線誘導標、道路反射鏡、視覚障害者誘導用ブロック等のこと。
- ※3 自転車利用者の損害賠償責任保険等への加入：熊本県では「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入を令和3(2021)年10月1日から義務化している。

主要施策の概要

5 空家対策の強化 **重点施策**

- 空家の放置に起因する事故や災害の防止、景観の向上を図るため、「玉名市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、空家の発生予防や、適正管理を促し、併せて利活用を推進します。また、空家対策の推進を加速させるべく、民間事業者や関係機関と連携し、多様なニーズに合った遊休不動産等の活用事業を展開します。

6 消費者保護の強化

- 安全で安心して暮らせる地域の実現のため、玉東町、南関町、和水町と本市の1市3町共同で「消費生活安心条例」を令和2(2020)年10月に施行したほか、令和3(2021)年3月には「玉名市消費生活センター」を一体的に運営するため「消費者行政に関する協定」を締結し、広域的な相談体制強化を更に推進します。今後も関係機関との連携を強化し、問題解決に努めるとともに、消費者被害の未然防止等に関する啓発を推進します。



空き家の活用(みんなの縁側王丸屋)